

第5 事業者の選定

1. 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定にあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定する。
なお、応募者が1者の場合も、資格審査及び提案審査を行うものとする。

2. 選定委員会の設置

本市は、事業者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、「いすみ市新入学児童軽量ランドセル配布事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された書類の審査を行う。

なお、選定委員は、以下のとおりである。

選定委員名	所属・役職等
赤羽 良明	いすみ市教育委員会教育長
石川 伸一郎	いすみ市財政課長
中村 賢俊	いすみ市小中学校長会連絡協議会会長
石井 友美	いすみ市立東海保育所 保護者代表
大屋 雅彦	いすみ市子育て支援課長

3. 審査の内容

選定委員会において、別添資料「資料2 事業者選定基準」に基づき、本事業に係る製品提案書等の提出内容及びプレゼンテーションによる製品評価点と提案価格による価格評価点の合計得点（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。また、次に総合評価点の高い提案を優秀提案者として選定する。但し、選定委員による製品評価点の平均が60点未満の場合、選定の対象としない。

なお、評価点の最も高い提案が2以上ある場合、提案価格が最も低い提案を最優秀提案者として選定する。

4. 審査項目

審査項目は、別添資料「資料2 事業者選定基準」を参照すること。

5. 最優秀提案者の決定

本市は、選定委員会から最優秀提案者及び優秀提案者の選定の答申を受け、その結果に基づき、最優秀提案者及び優秀提案者を決定する。本市は、決定された最優秀提案者を事業者とし、随意契約により、物品購入契約を締結する予定である。

6. 審査結果等の公表

(1) 最優秀提案者の公表

本市が最優秀提案者を決定した場合は、全ての応募者に対して、当該応募者の合否について書面にて通知する。

(2) 参加資格の喪失等

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。